

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年3月28日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長狩野仁志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用会社、以下同じ）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、当社グループ（金額的に重要性が僅少である会社を除く）を対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、仕入、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

なお、当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下「FDAG」といいます）の子会社の株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「FCCE」といいます）は、テックビューロ株式会社（以下「TB社」といいます）から2018年11月22日に譲受けた「Zaif事業」は、評価範囲に含めておりません。当該事業を含めた内部統制の整備及び運用の評価には相当の期間が必要であり、当連結会計年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでした。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社の持分法適用関連会社であるFDAGの子会社のFCCEの「Zaif事業」についてはやむを得ない事情により財務報告に係る一部の範囲について十分な評価手続が実施できませんでした。当事業年度における財務報告に係る影響については、2018年度は、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が適用されていないことにより、FCCEが仮想通貨に係る期末時価評価を行わないため、当事業年度における財務報告に係る内部統制の評価結果には影響ありません。しかしながら、下記に記載した財務報告にかかる内部統制の不備は、将来の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告にかかる内部統制は有効ではないと判断しております。

記

(1)開示すべき重要な不備の内容

FCCEがTB社から2018年11月22日に譲受けた「Zaif事業」において、利用者財産の分別管理に対する認識が不足しており、当該分別管理態勢の構築が不十分であったこと。

(2)当事業年度末までに是正できなかった理由

FCCEの「Zaif事業」の譲受が2018年11月22日であり、同事業の規模・複雑性等から当事業年度末までに分別管理における内部管理態勢構築に十分な時間が取れなかった事によるものです。

(3)開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、利用者財産の分別管理態勢構築のため、システム改修と付随する業務プロセスの構築を実施し、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌連結会計年度においては適切な内部統制を整備及び運用する方針であります。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。